

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年9月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

請願紹介議員

横山洋介君

傍聴議員（11名）

議長	長谷部集君	伊藤毅君
	加藤敬徳君	清水和弘君
	横山洋介君	小澤重則君
	清水正二君	斉藤芳夫君
	山本英俊君	内藤久歳君
	保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	小田切聡君	総務部長	望月映樹君
市民部長	剣持豊彦君	教育部長	樋口充君
秘書政策課長	丸山英資君	企画財政課長	山田洋君

総務課長	小澤 明 君	人事課長	高鳥 悟 君
防災危機管理課長	白神 忠 広 君	市民窓口課長	小池 清 美 君
税務課長	長田 裕 二 君	学校教育課長	輿石 信 君
総合政策係長	大木 康 君	財政係長	堤 貞 治 君
総務係長	小宮山 厚 君	管理係長	久保田 浩 君
人事係長	瀧波 秀 彰 君	給与係長	早川 要 子 君
防災減災係長	酒井 厚 志 君	消防防犯係長	樋川 浩 一 君
届出窓口係長	山田 久 美 君	市民税係長	金子 智奈美 君
学事係長	窪田 美 世 君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本田 泰 司 書 記 輿石 文 明

審査内容

1 条例審査

議案第53号 第2次甲斐市総合計画基本構想の変更の件

議案第54号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件

議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件

議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件

議案第76号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件

2 補正予算審査

議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）

3 請願審査

請願第1-2号 教職員定数改善、小人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

4 その他

開会 午前 9時28分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに、委員長より挨拶をいただき、委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、滝川委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） おはようございます。総務教育常任委員会が本議会の最後の委員会でございますので、よろしく願いいたします。

先日の台風では、おかげさまで山梨県はまた本当に何事もなく済みましたが、毎日、毎日千葉県の被災の状況を見ていますと、本当に県のほうは動いているのかなとか、どうしてもっと政府が動いてくれないのかなというふうに感じるものがすごく多くて、いざ大きな災害が来るとああいう形になるのかなということを、私たちが痛切に感じていかなければいけないかなと、毎日テレビを見ております。一日も早く復興するようにお祈りをいたします。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は6名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（滝川美幸君） なお、小浦委員は遅刻の旨の連絡がありましたので、報告いたします。

本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思っております。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思っております。傍聴議員の質疑

は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため、人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

審議に入る前にお諮りいたします。

本日は、円滑な審議を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは初めに、条例等の審査を行います。

議案第53号 第2次甲斐市総合計画基本構想の変更の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 改めまして、おはようございます。

それでは、秘書政策課から第2次甲斐市総合計画後期基本計画策定に伴います基本構想の変更の件につきましてご説明申し上げます。

総合計画の総論及び基本構想につきましては、これまで本委員会におきまして2回にわたり内容の説明をさせていただき、皆様からいただいたご意見などにつきましては時点修正を行ったところであります。

本委員会を経て基本構想案をもとに、甲斐市総合計画審議会から答申をいただき、本定例会に議案といたしまして上程させていただきました。

変更内容につきましては、議会議案の4ページから7ページの内容が変更内容であります。

また、この議案内容の新旧対照表につきましては、別冊議会資料の1ページから8ページとなります。

この第2次甲斐市総合計画基本構想の変更内容につきましては、本年7月31日、8月26日の総務教育常任委員会におきまして計画期間の見直しとあわせて人口の推移や、踏まえるべき社会の潮流などの基本構想を見直す詳細内容は、新旧対照表及び本編においてご説明申し上げた内容と変更がございませんので、議会議案及び議会資料の新旧対照表の説明は割愛させていただきます。

なお、この変更内容をまとめた議決案件につきましては、委員会にお示ししたお手元の別

冊1の7ページからの第2編の基本構想となります。

今後につきましては、後期基本計画の政策及び施策の検討を行ってまいります。引き続き総務教育常任委員会に内容をお示しし、ご意見を賜りたいので、よろしくお願いいたします。

以上で第2次甲斐市総合計画基本構想の変更の件について説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと基本的なことを教えてもらいたい。

第1期と第2期だよ。さっき言ったように、基本的な構想の中で、特別これという変わったものももしあったら、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 第1期、第2期の今回のものでは、2期の計画期間が主でございます。これまで甲斐市が策定しておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間、また総合計画の計画期間が異なることから、やはりその指標の設定がわかりにくいということも議会からもご指摘を受けた中で、今回の第2期の後期基本計画の変更に合わせて計画期間の見直し、あと、その他事象のさまざまな内容を最新の情報に加えたことが変更内容です。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第53号の質疑を終了いたします。

これより、議案第53号 第2次甲斐市総合計画基本構想の変更の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第53号を終わります。

ここで職員入れかえのための暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時38分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

議案第54号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小池市民窓口課長。

○市民窓口課長（小池清美君） 改めまして、おはようございます。

それでは、市民窓口課から議案第54号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件につきましてご説明をさせていただきます。

甲斐市定例議会議案9ページをお願いします。

初めに、提案理由でございますが、平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日に施行されることに伴い、甲斐市印鑑条例の所要の改正を行うものであります。

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、婚姻等で氏に変更があった場合、従来称してきた氏を住民票に記載することが可能になります。それに伴い、印鑑登録証明書への旧氏の記載に関する事項等を定めるため、甲斐市印鑑条例の一部改正を行うものです。

それでは、条例の改正につきまして、甲斐市定例市議会資料の新旧対照表でご説明させて

いただきますので、資料の9ページをお願いします。

第2条第1項中につきましては、「本市の住民基本台帳」を「本市が備える住民基本台帳」に言い回しを改めたものであります。

次に、第5条につきましては、印鑑の登録について規定しております。

第5条第2項第3号の氏名の登録につきまして、改正前は、現在称している氏名のみの登録でありましたが、改正後は氏に変更があった者については住民票に旧氏の記載がされている場合は、現在称している氏名及び当該旧氏の登録が可能になります。

次に、下から2行目のアンダーラインは、住民基本台帳法施行令の引用条項第30条の26第1項を第30条の16第1項に改めるもので、引用法令の改正に伴う条ずれに対応するものです。

条項は、外国人住民の通称の住民票への記載等について規定しております。

10ページの2行目、3行目のアンダーライン及び第7号中のアンダーラインにつきましては、言い回しを改めたものであります。

次に、第6条につきましては、印鑑の登録の拒否について規定しており、第1項第1号及び第2号中、旧氏を加えたものであります。

改正後、第1号につきましては、住民基本台帳に記録されている氏名、氏が旧氏もしくは通称または氏名もしくは通称の一部を組み合わせたものであわせないものは印鑑の登録ができないことを規定しております。

改正後、第2号につきましては、職業、氏名、住民基本台帳に記録されていない氏名、旧氏または通称以外の事項をあらわしているものは、印鑑の登録ができないことを規定しております。

第2項中のアンダーラインにつきましては、言い回しを改めたものです。

次に、第12条は、印鑑登録原票の職権抹消について規定しております。

第2条第1項第4号中、氏に変更があった者にあつては住民票に記載がされている旧氏を含むを加えたものです。これは、氏名、氏に加え、住民票に記載されている旧氏を変更することにより、第6条第1項に該当することとなったときは、印鑑登録原票を抹消しなければならないことを規定しております。

第13条第3項中のアンダーラインは、言い回しを改めたものです。

以上が改正内容となります。

改正の条文につきましては、議案書9ページの甲斐市印鑑条例の一部を改正する条例

(案) のとおりです。

この条例につきましては、令和元年11月2日から施行いたします。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の説明の中で、これ提案理由が、要するに条文の上の部分の国の法律とか政令が変わったから、これ変えるんだろうけれども、まず最初の第2条のところの、本市の住民基本台帳というものが本市が備える住民基本台帳、意味合いからすると何も変えなくてもいいような気がするんだけど、何かこのところを備えるという文言に変えたという理由は何ですか。

○委員長（滝川美幸君） 小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） こちらのほうも、住民基本台帳施行令のほうがそのような表記になっておりますので、甲斐市の印鑑条例のほうも同じように変えさせていただきました。以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） これ、国の文言が変わったから、それに倣ってこういうふうに変えたという意味合いということなんですか。

〔「そのとおりです」と呼ぶ者あり〕

○委員（有泉庸一郎君） 例えば磁気ディスク、ものはこういうものになっただろうから、こういうものはすぐわかるんですよ。だから、何でもお国が変えたからそれを、もともとのこの条例自体がお国に倣ってやっているから変えるんでしょうけれども、何か非常に労力の無駄なような気がするんだけど、皆さんはそう思いませんか。

国が変えたから、もうそれに倣って、とにかく変えるんだというんじゃ、自治体の主体的なものがないじゃんね。これは個人の意見なんだけど、何かしっくり……、皆さんしっくりいっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） こういう大きな条例の改正があったときに、文言等も一緒に変えさせていただいているんですけども、今回また変えないと、次のまた改正のときにふ

ぐあいが生じてしまうので、今回一緒に変えさせていただきました。よろしくお願いします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 旧氏の扱いというのが今回入っているんだと思うんですけども、これはどういったあれで入った理由というか、教えてもらえますか。

○委員長（滝川美幸君） 小池課長。

○市民窓口課長（小池清美君） 女性の活躍推進を求めることから始まっておりまして、女性が旧氏、氏名に変更があった場合でも社会で仕事をしやすくするよとということ、国のほうの閣議が決定されたことから、今回のものを提案させていただきました。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そういっても、女性も男性も、男性は変わらないでしょうけれども、でも今はわからないですよ。いろんな性の問題もありますのでね。そういったこともあっていろいろ配慮していただいたということなんですね。わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第54号の質疑を終了いたします。

これより、議案第54号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第54号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩します。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時49分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） おはようございます。

それでは、市民部税務課より議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。

甲斐市定例議会議案の11ページからとなります。

議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして、まず、この改正の提案理由といたしまして、16ページをお願いいたします。

これは地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、これがこの条例案を提出する理由であります。

主な改正の内容としましては、市民税、軽自動車税関係の改正となっております。

改正関係の内容及び資料につきましては、議案の11ページからの改正条文と議会資料12ページからの甲斐市税条例の一部改正の概要及び14ページからの新旧対照表になりますが、議会資料12、13ページの概要を中心に説明をさせていただきます。

まず、市民税関係になります。

1番、個人の市民税の非課税の範囲に係る改正は、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えるもので、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者を税法上、単身児童扶養者とし、所得制限

はありますが、この扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に加える改正であります。

条例改正箇所は、第24条となります。

施行日については、令和3年1月1日となります。

2番、市民税の申告に係る改正は、申告書記載事項の簡素化に係る改正で、給与等で年末調整の適用を受けた者が提出する確定申告書の記載事項のうち、年末調整で適用を受けた所得控除の額と、確定申告で適用を受ける所得控除の額が同額である場合には、内容の記載を要しない、合計額のみ記載によることができることとされたため、住民税申告書においても合計額のみ記載によることができる改正であります。

条例改正箇所は、第36条の2となります。

施行日については、令和2年1月1日となります。

3番、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の改正は、個人住民税の非課税措置を適用するためには、給与所得者の場合、給与支払報告書の扶養親族申告欄に単身児童扶養者に該当する旨の記載をしてもらうことが必要であります。給与支払報告書の様式を改正し、単身児童扶養者の記載事項を追加する改正であります。

条例改正箇所は、第36条の3の2となります。

施行日については、令和2年1月1日となります。

4番、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正は、先ほどの3番と同じになりますが、個人住民税の非課税措置を適用するためには年金受給者の場合、公的年金等支払報告書の扶養親族欄に単身児童扶養者に該当する旨の記載をしてもらうことが必要であり、年金等支払報告書の様式を改正し、単身児童扶養者の記載欄を追加する改正であります。

条例改正箇所は、第36条の3の3となります。

施行日については、令和2年1月1日となります。

5番、市民税に係る不申告に関する料金の改正は、第36条の2の改正に伴う項ずれの整備であります。

条例改正箇所は、第36条の4となります。

施行日については、令和2年1月1日となります。

次に、軽自動車関係になります。6番、軽自動車税の環境性能割の非課税の新設は、環境性能割については従来の軽自動車の取得税にかわるもので、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車で、法に規定する基準を達成した車

両について非課税とする規定の整備であります。

条例改正箇所は、附則第15条の2となります。

施行日については、令和元年10月1日となります。

7番、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る改正は、軽自動車の減税対象車は国土交通大臣の認定等に基づき判断することを規定する特例の新設及び附則第15条の2を新設したことによる条ずれの改正であります。

条例改正箇所は、附則第15条の2の2となります。

施行日については、令和元年10月1日となります。

8番、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に係る改正は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車で、排出基準及び燃費基準達成車以外のものについて、通常の税率2%を1%とする臨時的軽減の規定の整備であります。

条例改正箇所は、附則第15条の6となります。

施行日については、令和元年10月1日となります。

9番、軽自動車税の種別割の税率の特例に係る改正の①番は、環境に優しい車両に適用されるグリーン化特例を令和2年度及び令和3年度分を対象とする規定の整備であります。

条例改正箇所は、附則第16条となります。

施行日については、令和元年10月1日となります。

②番は、環境に優しい車両に適用されるグリーン化特例を、電気自動車等に限った上で令和4年及び令和5年度も対象とする規定の整備の改正であります。

条例改正箇所は、附則第16条となります。

施行日については、令和3年4月1日となります。

10番、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に係る改正の①番は、減税対象者を判断するために国土交通大臣の認定に基づき判断することの規定新設であります。

条例改正箇所は、附則第16条の2となります。

施行日については、令和元年10月1日となります。

②番は、附則第16条の改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

条例改正箇所は、附則第16条となります。

施行日については、令和3年4月1日となります。

以上で議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この軽自動車の関係で、施行日がかなりばらついているけれども、何となくわかるけれども、ちょっと説明してください。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） まず、6番目でございますが、この6番については環境性能割をことしの元年の10月1日から令和2年9月30日までに取得した間の自家用の乗用の軽自動車に対するものなんですけれども、これの施行日はことしの10月1日からということになります。

あと、7番のやはり環境性能割の賦課徴収の特例についても、施行日についてはことしの10月1日ということになります。

あと、8番目の軽自動車税の環境性能割の税率の特例、これは通常、軽自動車税の取得に対する税率が2%という税率があるんですけれども、それを1年間だけ、ことしの元年の10月1日より令和2年9月30日までに取得した自家用乗用の軽自動車については、その税率を2%のところを1%とするということの臨時的な軽減の規定ということで、これはことしの令和元年10月1日から対象となります。

9番目のグリーン化特例なんですけれども、グリーン化特例を単純に令和2年、令和3年度も延長すると、特例の延長の改正をしたものであります。その施行日については令和元年10月1日ということになります。

2番目については、今度はグリーン化特例を電気自動車に限った上で、あとはLPGもありますので、電気自動車等に限った上で令和4年、令和5年も対象とするということで、この施行日については令和3年4月1日ということになります。ですので、令和3年4月1日以降に取得した自動車が対象になるということになります。

以上になります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） 先ほどの軽自動車の環境性能割のほうですけれども、新しく新設されても1年間だけのものに限っては、また来年これは削除が入るということですよ。そうすると、また行が上に戻るとか、そういったことになるということでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 軽自動車の環境性能割については、今までの軽自動車取得税にかわるものであります。今までも軽自動車の取得税については、対象になるものは取得税がかかっております。今度、その取得税を廃止して環境性能割というものを新しくつくったということになります。購入者の税負担を、消費税もありますので軽減するという形で、1年間だけ通常の2%の税率を1%に抑えるということですので、横山議員のおっしゃるとおり、来年になれば、環境性能割はなくなりますが、取得税は今度2%に上がるという形になります。戻るといいます、もともとの税率に。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 環境性能割のこの1年の下がった部分というのは、国からプラスアルファで市のほうに入ってくるということではないですか。どのぐらいの金額になるかわからないんですけども、そこら辺も含めてお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） この環境性能割の導入に伴って、地方税が減収するというふうに国のほうで言っております、その減収分については地方特例交付金により全額国費で補てんするという事になっております。

その減額する金額のほうは、今のところちょっと積算はしていませんので、数字的な、金額的なものは今ここではわかりません。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員、質疑ありますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 排出基準と燃料基準を達成した車が燃料基準を達成した車両ということなんですか。グリーン化特例というのはどんなふうな関係になっているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） グリーン化特例ですけれども、これは買ったときのその車の性能というんですか、排出ガス基準50%達成とか、あと燃費基準、2020年度の燃費基準を達成とか、そういうような基準がありまして、その基準をクリアしたものについては、1年間だけですけれども税額のほうがお安くなるという形になっております。それを今度また令和2年、令和3年も延長するというので、前回の改正で31年度のみというふうな改正をしておりますので、今回の改正で、また令和2年、令和3年も対象とする改正になっております。以上です。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そうしますと、取得税がこういった基準に合った軽自動車は非課税になると、取得するとき。さらに、グリーン化特例をつけて2年、3年、そしてまた電気自動車だと4年、5年もというふうになるということですね。そういう特例があるということですね。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） まず、ちょっと整理しますと、今までの取得税にかわるものが環境性能割になりました。環境性能割の中でも、グリーン化特例じゃないんですけれども、環境基準に適合している車種については軽減特例があって、環境性能割の税率が非課税になったりするものがありまして、グリーン化特例のほうは種別割ですので、環境性能割とはまた別個の税になります。

種別割は今までの軽自動車税ですので、毎年かかるものになります。環境性能割は取得したときにかかるものですので、取得したときに取得の価格の制限等もあるんですけれども、環境性能割は取得したときにかかる、種別割は今までの軽自動車税そのものですので、これは毎年かかる。グリーン化特例は、その種別割のほうの特例ですので、このグリーン化特例の基準を満たせる車については、1年間だけですけれども、毎年かかる軽自動車税のほうが若干安くなるという形になります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） しょっちゅうこれが部分改正、部分改正ってずっと来ているけれども、税収と国庫の補助金みたいなものにどんな動きがどんなふうにも、ここ数年どうなっているというのは、わかりますか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） まず、軽自動車税から言いますと、四輪の軽自動車の税収というのは若干ですけども伸びております。ただ、原動付自転車とか、二輪の小型の税収というのはちょっと下がっております。ただ、全体的に、やっぱり四輪の軽自動車税の税金高いですので、少しずつ伸びているような形になっております。

あと、補助金というのは特例債のあれということですよ。私ども、ちょっと特例債の数字は今手元に持っていませんので、申しわけないですけどもちょっとお答えはできません。

○委員長（滝川美幸君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 何というか、消費税の増税に伴う一時的、暫定的な対策ですよ、これははっきり言うとな。グリーン化は、今度どんどんいい高性能の車が出てくれば、それなりという長期の計画というか、そういう形ですよ。そうすると、消費税の上った分については増収になって市にも入ってくるわけですよ。そこいら辺がプラス・マイナスいろいろ考えなきゃいけないと思うんだけど、基本的にはね。これは市民側にしてみると、勝手に宛がわれて、勝手にいい対策をしてくれてみたいふうに見えるけれども、現実の問題としては、そこいら辺が、やっぱり税収のほうで考えるのか、どういう部署でどう考えるのかわからんけれども、何とも言えんなみたいな感じがするんだけどね。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今ちょっとご説明させていただいたように、税収としては一応伸びています。今齊藤議員のおっしゃるとおり、消費税が上がって、その消費税分も市のほうには多分入ってきていると思いますが、ちょっと今消費税分とか、あとは、この補填される特例債というんですかね、交付金で補てんされる部分のその辺のこういう収支のバランスというのは、多分、税務課と財政課のほうになると思うんですけども、その辺の話は今のところしていないので、ここでどんなふうなバランスでとかというお答えがちょっとできないので申しわけないんですけども、今一応そんな状況です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第55号の質疑を終了いたします。

これより議案第55号 甲斐市税条例の一部改正の件について討論、採決を行います。
まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第55号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 改めまして、おはようございます。

大変お疲れさまでございます。

総務課から議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

議案につきましては17ページ、議会資料につきましては25ページをお願いいたします。

初めに、提案理由につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行による工業標準化法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、IoTやAIなど情報技術の革新が目覚ましく進み、企業競

争力の源泉はデータ、その分析方法、これらを活用した製品やビジネスモデルへ移り変わりつつある状況の中、データの活用を促進するための環境を整備するほか、知的財産や標準の分野においてビッグデータ等の情報技術の進展を新たな付加価値の創出につなげるため、今回、不正競争防止法や今回の改正条例の引用先であります工業標準化法など8つの法律をまとめた法律の一部の改正が行われました。

この中の工業標準化法の一部改正の中で、日本工業規格を日本産業規格に改めておりますので、今回、甲斐市手数料条例の別表中の日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。

議会資料25ページからの新旧対照表をお願いいたします。

別表の61から72までの表中の日本工業規格を日本産業規格に改めるものでございます。

以上をもちまして、議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第56号の質疑を終了します。

これより議案第56号 甲斐市手数料条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第56号を終わります。

ここで職員入れ替えのため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時20分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

議案第76号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

人事課から新規の条例制定につきましてご説明いたします。

議案の101ページと議会資料の112ページをお願いいたします。

議案第76号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件でございます。

これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が行われたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定める必要が生じたため、この条例案を提出するものであります。

会計年度任用職員制度の概要につきましては、その任用を含む規律等を明確に規定するとともに、正規職員との均衡、同一労働・同一賃金を図るものであります。

まず、第1章では、本条例の趣旨、用語の定義、給与の種類等を規定し、第2章では、フルタイム職員の給料及び手当等につきまして正職員の給与条例を準用する内容となっており、第3章では、パートタイム職員の報酬等につきましてフルタイム職員の給料月額を基準として勤務時間より算出すること。第4章は通勤手当及び旅費に相当する費用を費用弁償として

支出する内容となっております。

この条例は、フルタイム職員は給料と手当、パートタイム職員は報酬と費用弁償という支出についての区分を行うものであります。

また、給料の基準となります給料表は、議案の110ページ以降の別表第1に規定しております。これは正職員の1級に該当するものとなっております。一般行政職が110ページから、看護保健職が112ページからとなっております。

なお、給料月額、勤務時間及び休暇等につきましては、本年12月をめどに規則にて規定する予定でございます。改めて総務教育常任委員会におきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 同一労働・同一賃金ということがずっと言われてきて、一定の改善がこのところされているんですが、今回の改定でどの程度、何%程度給与的には改善されるのか、概略で結構ですが。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 給料でございますけれども、ただいま給料の金額等を算定しておりますので、現在では何%ということにはちょっと申し上げられませんが、現在の給料、年収に換算しておりますけれども、それより上回る設定を考えております。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） あと1つ、前にも言ったんですが、やっぱり身分的なものが年度という表現の中で心配される方もいます。そういった意味での身分的な確保というか、そういった心配はないでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） この制度は、ここの名前にもありますとおり、会計年度任用職員ということになっておりますので、会計年度の4月から3月までの1年間という任用になっ

ております。その1年間が終了して、次の年1年間につきましては、また競争試験等を行って任用をしていく予定でございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 給料報酬ということで上回るということなんですが、期末手当も入っていますよね、この点で決まっていることはどういうことですか。上回るだけですか、もうちょっと何か決まっていれば。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 現在の任用されている一般職非常勤の方につきましては期末手当は支給しておりません。この改正におきまして期末手当を支給することができるということになりましたので、期末手当の支給をすることは考えております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありませんか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この任用職員は、この前見直しというか、退職した後、再任用する方の対象になるということですので、このことに関して。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 職員を定年退職でありましたり、再任用の期間が終了した者につきましても、今後、会計年度任用職員をやりたいという方はその対象になります。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、再任用の場合は、年金の受給とのバランスがあって、27万円ぐらいに増額したですよね、たしか。それについてもまた見直しをするということですか、給料とかそういうものに関して。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 再任用につきましては、先ほど内藤議員さんがおっしゃられたように、年金の受給開始年齢に達したところで期間のほうは終了となります。それまでが、先ほど言われたように27万円程度の給料を支給しておりますけれども、今度は身分が会計年度任用職員となりますと、会計年度任用職員の中で定める給料のほうを支給するような形に

なります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で議案第76号の質疑を終了いたします。

これより議案第76号 甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号を終わります。

これで条例等の審査を終わります。

ここで、ちょうど1時間たちましたので休憩をいたします。

10分の休憩でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 再開は10時40分からとなります。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時38分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課より、本常任委員会所管の person 費の補正について説明をお願いいたします。
高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 引き続き補正予算の説明をさせていただきます。

初めに、職員全体の概要について説明をさせていただき、その後に総務教育常任委員会所管の科目について説明をさせていただきます。

市議会資料の154ページをお願いいたします。

資料の訂正をさせていただきました。この1枚ものの議会資料の154ページの補正予算 person 費明細表をお願いいたします。

最初に、上段の正職員の表をごらんください。

正職員の補正予算の内容は、本年1月1日当初予算作成時に各所属に在籍していました職員と4月1日の定期人事異動に伴う職員数の増減等による各予算科目間の組み替えを行うものと、昇給・昇格に伴います給料、職員手当、共済費の増額分を相殺したものであります。

平成31年4月1日時点で定年退職者と新規採用職員を見込んだ職員数は449人、その後、新規採用予定者が1人辞退し、本年3月までに5人、6月末に1人が自己都合退職となったことから、9月1日現在、当初予算より7人少ない444人となっております。

次の正職員の表の2節給料の補正額は、職員数が当初予算作成時に予定されなかった自己都合退職者等による7人の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額増額分を相殺し818万2,000円の減額となります。

3節の職員手当につきましても、7人の減額分と昇給・昇格に伴います期末勤勉手当の増額及び住居手当、退職手当負担金等の増額分を相殺し564万6,000円の増額となります。

4節の共済費につきましては、職員数の減額分と昇給・昇格に伴います給料月額増額分を相殺し83万円の減額となります。

28節の繰出金は、水道事業会計に繰り出す児童手当分で、職員の異動に伴い42万円の増額となります。

正職員の person 費の補正額は合計294万6,000円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、中段の再任用職員の表をごらんください。

再任用職員は平成30年度任用の5人と平成31年度に再任用を希望した14人の合計19人となっております。

3節職員手当につきましては、今年度、給料の格付の見直しによります期末勤勉手当の加算割合の増加による増額分と、それに伴う4節共済費の増額となっており、合計で137万7,000円の増額となります。

次に、下の嘱託非常勤臨時職員の表をごらんください。

嘱託職員は公民館館長の2人が再任用職員になったことから2人の減員と、非常勤職員につきましては保育士等の増員により当初予算時の325人から9人増員の334人となります。

補正額につきましては、それらを相殺し、1節報酬1,196万円、4節共済費192万6,000円、合計1,388万6,000円の増額をお願いするものであります。

次に、補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

総務教育常任委員会の所管の科目につきまして補正予算の内容を説明いたします。

給料、職員手当、共済費の増減額につきましては、先ほど説明したとおり、人事異動によります職員の入れかわりによるものと昇給・昇格によります増額分を相殺したものであります。

最初に、1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。01議会事務局職員費につきましては、199万6,000円を減額するものであります。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。01総務管理関係職員費につきましては1,927万円の増額となります。06再任用職員費は、先ほど説明しましたとおり137万7,000円の増額であります。

7目支所及び出張所費です。03敷島支所関係職員費につきましては1,188万3,000円を減額するものであります。05双葉支所関係職員費につきましては880万9,000円の増額であります。

次に、12、13ページをお願いいたします。

2項徴税费、1目税務総務費です。01税務関係職員費につきましては4万3,000円の減額であります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民台帳費です。01戸籍住民関係職員費につきましては126万6,000円を減額するものであります。

6項監査委員費、2目監査委員事務局費です。01監査委員事務局職員費につきましては149万円を増額するものであります。

次に、22ページ、23ページの中段の行になります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。01教育管理関係職員費につきましては203万1,000円を減額するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費です。01小学校関係職員費につきましては37万2,000円を増額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費です。01中学校関係職員費につきましては612万7,000円を減額するものであります。02中学校関係嘱託非常勤職員費につきましては228万9,000円を増額するものであります。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

4項学校給食費、1目給食センター費です。01給食センター関係職員費につきましては678万3,000円を増額するものであります。

6項社会教育費、1目社会教育総務費です。01社会教育関係職員費につきましては733万6,000円を増額するものであります。

2目公民館費です。01公民館関係職員費につきましては372万円を増額するものであります。02公民館関係嘱託非常勤職員等費につきましては416万3,000円を減額するものであります。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

5目図書館費です。01図書館関係職員費につきましては568万6,000円を減額するものであります。02図書館関係嘱託非常勤職員等につきましては167万6,000円を増額するものであります。

7項保健体育費、1目保健体育総務費です。01保健体育関係職員費につきましては481万1,000円を増額するものであります。

以上が総務教育常任委員会が所管します人件費の補正に関する説明でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この総務ということには限らんとは思うんだけど、職員が7人減っている主な理由というか、年齢層なんか。簡単で結構です。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 7人減っている原因につきましては、最初のほうで説明をさせていただきましたけれども、当初の予定人数が449人で、442人になっております。その理由は、予算策定時以降に、新規採用を予定をしておりました1名が辞退をしまして、その後、3月末までに5人が退職、またはことしの6月末に1人が自己都合退職となって、7人が減員になっております。

その普通退職した職員の年齢層につきましては、40代、30代というような女性の職員が自己都合退職、また特別職になりました部長級の2人の職員が退職というふうになっております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで人事課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開します。

続いて、総務課より、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費及び6目情報管理費について説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。先ほどはありがとうございました。

それでは、総務課の9月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

なお、情報政策係の有泉係長につきましては傷病休暇中のため、本日の委員会を欠席させ

ていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、補正予算説明書の10、11ページをお願いいたします。

初めに、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費につきましては、補正前の額が1億2,157万7,000円に対しまして209万円の増額をお願いし、1億2,366万7,000円とするものでございます。

財源内訳につきましては、全額、その他雑入でありまして、県道田富町敷島線街路工事に伴います物件補償費として、04市有財産維持管理事業209万円を増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、県道田富町敷島線の道路整備に伴い、市所有の元古村区公会堂用地の一部が道路用地となるため、物件の撤去経費をお願いするものでございます。この事業用地には古村自治会が所有していました前の公会堂及び倉庫がありましたが、既に取り壊しが完了し、新しい公会堂が建設され、清算が完了しておりますが、残りの部分に市が所有する2階建て倉庫及び火の見やぐらが残っている状況でございます。そのため、このたび県と用地及び物件補償の契約を結ぶに当たり、物件補償の撤去に係る費用につきまして、今回増額補正をさせていただくものでございます。

なお、事業用地内には、これ以外に防災無線用のパンザマストがございますが、防災危機管理課により郊外移転することから、詳細につきましては、この後、防災危機管理課より説明する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、6目情報管理費につきましては、国庫補助金の充当に伴います財源更正でございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

10月からの消費税法等の一部改正に伴う介護報酬改定対応にかかります介護保険システムの改修経費について、介護保険事業費補助金を充当する内容となっております。

また、介護保険特別会計におきましても介護報酬改定対応に係ります介護保険独自システムの改修を行うため、今回補正を行っております。

補助金につきましては、総務課において行います業務系システムの改修経費と介護保険特別会計において行う独自システムの合算した経費が総事業費となっており、補助率は2分の1となっております。

なお、財源充当額につきましては、事業費割合により案分しておりまして、補助金予定額

61万円のうち事業割合の93.28%の56万9,000円を今回財源更正により充当しております。

以上で9月補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時58分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、防災危機管理課より、9款消防費、1項防災費、3目消防施設費及び5目災害対策費について説明をお願いいたします。

白神防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） お疲れさまでございます。

防災危機管理課より、9月補正予算について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の22ページ、23ページをお願いいたします。

まず、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費につきましてご説明申し上げます。

03の消防施設整備費につきまして81万1,000円を増額する補正をお願いするものでございます。県道の用地整備による古村公会堂建てかえに伴いまして、既存火の見やぐらを撤去す

る必要が生じたため、竜王第2分団第2部の詰所にホース乾燥棟の設置工事を行うものでございます。

なお、財源につきましては、県道移設補償といたしまして全額をその他雑入として計上をしております。

続きまして、9款消防費、1項消防費、5目災害対策費につきましてご説明申し上げます。

02の防災無線施設維持管理費につきまして369万円を増額する補正をお願いするものでございます。先ほど説明をいたしましたホース乾燥棟と同時に、県道の用地整備による古村公会堂建てかえに伴いまして、既存の防災無線の子局を移設する必要が生じたため、移設工事費297万円の補正をお願いするものであります。

なお、財源につきましては、県道移設補償としまして、全額をその他雑入として計上をしております。

次に、新たな宅地開発などに伴いまして、従来の防災無線到達範囲外に住宅の建築が見られる状況となった箇所につきまして、自治会からの連絡をいただき、現地調査を経て対応を行っております。今回対象といたします大下条地区におきましては、隣接する既存子局2カ所にスピーカーを1台ずつ増設いたしまして、防災無線到達範囲を拡張する工事費としまして72万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源は、全額一般財源となります。2件を合わせまして、防災無線施設維持管理費としまして369万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、防災無線の件は2カ所ということですよ、自治会のほうから要望があった。これは場所はどこですか。細かく。

○委員長（滝川美幸君） 酒井係長。

○防災減災係長（酒井厚志君） 場所につきましては、自治会名が大下条南となりまして、大下条に敷島の給食センターがございます。その道路から貢川の間のところ、甲府との境の辺なんですけれども、総合住宅等が建ったところ、その辺が難聴地域だということで、先ほ

ど言った給食センター、本来は長塚の自治会の中にあるところなんです、そちらに大下条のほうに向けたスピーカーの増設を行うものでございます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そこに2カ所ということ、基本的には。

○委員長（滝川美幸君） 酒井係長。

○防災減災係長（酒井厚志君） まず、そこに1カ所と、既存の大下条南の子局は竜王ゴルフセンター、練習場がございまして東側のほうに設置してあるんですが、そこにもう1台、本来子局には4台までがスピーカーをつけられることになっておりまして、既存で今3台のスピーカーがありますので、そこに1つ増設を。計2つのスピーカーの増設を行う工事となります。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、そういった地域から要望がある、いざ防災のときにそういった広報とかが重要になってくるんで。現状、それ以外に、ほかの自治会からこの要望みたいなのは出てないのかな。

○委員長（滝川美幸君） 酒井係長。

○防災減災係長（酒井厚志君） 4月に入りまして、防災無線が聞きづらいという自治会からの連絡をいただいたのと、そのほか2つほどございまして、1つにつきましては、実際よくお話を聞いてみたところ、防災無線というよりは自治会の放送ということでしたので、防災無線のほうはクリアできているということで、調査の結果問題なかったです。

もう一つのほうは、つい最近、竜王新町の4区のほうから聞こえづらいところがあるというのを聞いておりますので、今後、また現地のほうで調査を行う予定となっております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） こういった防災、特に事前に避難するというのが放送なんかでもよく言われて、災害を防ぐ、役立つ、これ非常に手段として大事だと思うんで、できるだけ自治会の要望を聞いて、できるだけ早く設置をしていただくように。これ要望ですからよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 古村の田敷線関係のもろもろの施設の、これ補正組むということは、年度内に全部仕事は終わらせる予定の補正ということですね。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そのとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

小澤議員。

○議員（小澤重則君） これは、もともとあった火の見をつぶして、それを移設じゃなくて、別にホース乾燥棟を建てるということでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） 現在、旧公会堂の隣に、水路の上に建っているような状況がございまして、あとは建築年度も古くなっておるということで、火の見やぐらは撤去をいたしまして、道の反対側にあります詰所の敷地内にホース乾燥棟を新たに設置するというような計画でございます。

○委員長（滝川美幸君） 小澤議員。

○議員（小澤重則君） 補正予算81万1,000円、ちょっと少ないような気がするんですが、それでホース乾燥塔が建つんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○防災危機管理課長（白神忠広君） そうですね、今までですと鉄骨等で作るものがあったんですけども、今は関電工さんが電柱を使ったホース乾燥塔というものがございまして、そちらを建設するような予定で組んでおります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

傍聴議員、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで防災危機管理課関係の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より、10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費について説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） よろしくをお願いいたします。

それでは、学校教育課の9月の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算説明書24ページをお開きください。

今回補正をいたしますのは、10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費で2,434万4,000円の増額補正をお願いするものです。そのうち、国及び県の支出金は1,820万円となります。

補正の理由につきましては、25ページの06子ども・子育て支援事業の実施によるものです。

事業の詳細につきましては、8月26日の総務教育常任委員会で説明をいたしましたが、10月1日施行の子ども・子育て支援法の一部改正をする法律によりまして、幼児教育・保育が無償化となることに伴いまして、学校教育課が所管をします新制度未移行の私立幼稚園及び国立大学付属幼稚園へ通うお子さんの家庭が事業対象となることによる経費です。

大きく分けると2つの事業からなりまして、通常時間及び預かり保育時間の利用を対象とする施設等利用給付事業と給食費として実費徴収をしている費用のうち、おやつ、おかずといった副食費に対して助成を行います副食費補助給付事業となります。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで学校教育課関係の質疑を終了し、以上で歳出の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午前 11時 11分

再開 午前 11時 12分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、13款分担金及び負担金から22款市債まで一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまです。

このたびの一般会計補正予算 3億7,683万7,000円につきまして、財源となります歳入予算についてご説明いたします。

各所管からそれぞれ歳出にあわせまして歳入の説明もあつたことと思いますので、一括して簡単に説明させていただきます。

補正予算説明書の6、7ページをお願いいたします。

初めに、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金1億1,145万3,000円の減額につきましては、保育料無償化に伴う3歳児から5歳児の保育料現年度分でございます。

次に、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金1億7,572万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、教育・保育給付負担金1億7,302万7,000円につきましては、保育料無償化に伴い国からの負担金を計上するものであります。また、子育てのための施設等利用給付交付金270万円につきましては、無償化により新たに認可外保育施設、一時預かり事業等の利用についても給付負担金の対象になり、国から交付されるため計上するものであります。

次に、9目教育費国庫負担金、1節幼稚園費負担金1,178万1,000円の増額につきまして

は、幼児教育の無償化による子ども・子育て支援法の一部改正に伴う新規事業により、国から交付されるため計上するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務国庫補助金、1節総務管理費補助金61万円の増額につきましては、10月からの消費税率改定に伴い介護報酬の会計に係る介護保険システムの改修を行うための補助金であります。

次に、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金4,517万5,000円の増額でございます。内訳といたしまして、子ども・子育て支援事業費補助金64万円につきましては、無償化に伴う事務経費に対する補助金であります。また、子ども・子育て支援臨時交付金4,453万5,000円につきましては、無償化による公立保育園の保育料減額となる補填分が国から交付されるため計上するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、3節幼稚園費補助金631万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、子ども・子育て支援臨時交付金603万9,000円につきましては、無償化による幼稚園の入園料減額となる補填分が国から交付されるため計上するものであります。

また、地域子ども・子育て支援事業交付金27万9,000円につきましては、無償化に伴い幼稚園の副食費の補填分について国から交付されるため計上するものであります。

次に、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金1億803万6,000円の増額でございます。内訳といたしまして、まず教育・保育給付負担金1億668万6,000円につきましては、無償化による県からの負担金を計上するものでございます。

また、子育てのための施設等利用給付負担金135万円につきましては、無償化による県からの負担金を計上するものであります。

次に、9目教育費県負担金、1節幼稚園費負担金576万円の増額につきましては、幼児教育の無償化による県からの負担金を計上するものであります。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金450万円の増額につきましては、山梨子育て応援事業補助金として3歳児の10月以降の保育料無償化の補填分について、県からの補助金を計上するものでございます。

次に、4目労働費県補助金、1節労働費補助金225万円の増額につきましては、東京圏から企業、就業した移住者を支援するために交付する補助金を計上するものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金84万7,000円の増額につきましては、梨北農業協同組合が購入するネギ選別機等に対し県から補助金が交付されるため計上するものであります。

次に、9目教育費県補助金、4節幼稚園費補助金38万円の増額でございます。内訳といたしまして、山梨子育て応援事業補助金10万1,000円につきましては、3歳児の10月以降の保育料無償化の補填分について県からの補助金を計上するものでございます。

また、地域子ども・子育て支援事業交付金27万9,000円につきましては、無償化に伴い幼稚園の副食費の補填分について、県から交付されるため計上するものであります。

補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金7,858万8,000円につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入730万円につきましては、県道田富町敷島線の道路整備に伴い、市が所有する土地に所在する古村区防災資機材倉庫及び火の見やぐらの物件補償費を計上するものであります。

次に、2節民生費雑入901万8,000円につきましては、無償化に伴う保育園副食費の徴収分を計上するものでございます。

次に、22款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債3,200万であります。内訳といたしまして、県営土地改良事業へ2,790万円、公園整備事業へ410万円を充当するものであります。

地方債現在高の見込みに関する調書につきまして説明させていただきますので、29ページをお開きください。

表の一番下の行が合計でございます。中ほどの起債見込み額の列でございますとおり、今回の補正で3,200万円を増額いたしますと、本年度の起債の発行見込み額は29億5,440万円となり、一番右の列でございますとおり、令和元年度末の現在高は240億9,305万5,000円となる見込みでございます。

以上であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで歳入の質疑を終了し、質疑を終わります。

これより議案第68号 令和元年度甲斐市一般会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第68号を終わります。

これで補正予算の審議を終わります。

ここで暫時休憩いたします。10分の休憩をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。35分から再開ということをお願いいたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時32分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、請願審査を行います。

請願第1－2号 教職員定数改善、小人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員である横山議員より、請願の内容説明をお願いいたします。

横山議員。

○議員（横山洋介君） よろしく申し上げます。

教職員定数改善、小人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてご説明をさせていただきます。

請願者に関しましては、甲斐市PTA連絡協議会、小林淳、甲斐市公立小中学校長会、小尾一彦、甲斐市公立小中学校教頭会、丹沢貴浩、山梨県教職員組合中巨摩支部執行委員長、佐藤栄志でございます。

紹介議員に関しましては、滝川委員長と私、横山でございます。

請願事項につきましてご説明させていただきます。

1、計画的な教職員定数改善をすすめるとともに、少人数学級の推進を図ること。

1、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充することでございます。

請願理由といたしましては、学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。特に小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など、対応に苦慮している状況があります。また、学校現場においては、長時間労働是正に向けて教職員の働き方改革がすすめられていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。いじめ・不登校などの教育課題に迅速に対応し、一人ひとりの子どもにより丁寧な指導・支援を行いながら、ゆたかな学びを実現していくためには、教職員定数改善とともに、一クラスの学級規模を引き下げることが最重要施策です。

本市でも、「創甲斐教育推進大綱」に基づき、「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念に掲げ、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一

定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけたゆたかな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、是非とも、甲斐市議会として先ほどの請願事項をご決議いただき、2020年度政府予算編成において教育施策の充実が図れるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

山梨県においても長崎知事が25人制学級を推進しております。これに伴って、教職員の定数改善も図らなければならないですし、財源となります義務教育費、そういったものを国から地方に任せるだけではなくて、国から財源を地方にぜひ負担を軽減するために努めていただきたいと思いますので、ぜひともこの請願に対してご理解いただけますよう、私からもお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） お疲れさまでした。

それでは、説明が終わりました。

これより内容等について紹介議員に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） まず初めに、この請願の趣旨は十分わかるんだけど、これ去年も出ているんだよね、要は毎年。意見書を国に出すということに対して、毎年、毎年ね、去年もこの委員会なの、全部同じなの。同じメンバーで採択して出しているんだけど、毎年、毎年出さなきゃいけない理由というか、それはどういうあれなの。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 毎年、この請願は出しています。昨年も、おとしもちょっと説明させていただきましたけれども、やはり進んでいるところ、進んでいないところかなり差はあるんですが、特に甲斐市においてはかなり創甲斐教育推進のほうでご理解をいただいているところでございます。ただ、全国的に国のほうに、特に財源、また子供たちが幅広い教育を受けられるために教職員の定数というのは守っていかなければならないと。毎年、毎年出す意味があるんですかということも、私も投げかけているんですけども、毎年出さなければ予算というものを確保できないですし、そういったものを毎年出していくことが必要ですと

いうことはいつも言われておりますので、そのところご理解いただければと思います。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そこは、要は、今、紹介議員の横山議員が言ったとおり、毎年、毎年出すということに本当に意味があるのかと思う。確かに来年度予算ということもあるんで、こういうふうに出すんだけど、県も長崎知事が少数学級というのを推進して、もう公約で上げて県も動いているわけだよね。基本的に、我々も国会議員、いろんな代議士も知っているし、結構改善しているんだよね。いろんな面で、予算的なものもあるし、ただ、やりたいんだけど、なかなか予算も、当然国も限られた予算の中でやっているということで、この辺はある程度改善されているような気がするんだけど、あえて毎年、毎年これ出すことに対しては、ちょっと疑問視するんだけど。どうですかね。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 請願理由のところにも書いてありますけれども、小泉政権下の三位一体改革のときに、やはり国庫負担金が2分の1から3分の1に下げられたと、このところをやはり当初の2分の1に戻していただきたいというのが一番で、政策的に、やはり少人数学級、また教職員の働き方改革といったところにはメスを入れていただいておりますが、やはりそれも基礎となる、大もととなる予算というものが戻ってこなければ、これは幾ら長崎知事が頑張っても、なかなか前へ進まない一つの理由になっていますので、そういったことを各自治体が議会として出していただきたいということで、要望をお願いしたいということです。

よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） ほかに。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今、赤澤議員の話と同じなんですけれども、実際の状況として、各自治体が非常に厳しい財政状況の中というような、「独自財源により」という文言がありますよね、この辺はよくわかるんだけど、そういう意味から言って、これは実際、県とか、各市の議会から全部出ているんですか、こういう請願。例えば、自治体の財政状況非常にいいところとかというのは、全部で800幾つぐらいありますよね、そういうところから全部この同じものが出ているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） お願いできるところは全て紹介議員通してお願いしていますので、全

部と言われると全部じゃないかもしれませんが、基本的には全ての自治体において行っております。

○委員（有泉庸一郎君） だからね、そういうお願いじゃなくて、本当は、全体を3分の1から2分の1に戻すという場合でも、やっぱり全部のところ状況がいいところでもこういう請願を出してもらわないと、国の議員さんに訴える力というのが半減しちゃうんじゃないですかね。そういうところの努力も、それは紹介議員のやることじゃないかもしれないけれども、そういうことも訴えていくということも必要じゃないですかね。そうしないと、いつも同じようなものを出して全然改善されていないと、さっき赤澤議員からもそんな話あったけれども、僕も、こういうものに携わって紹介議員になったこともあるんで、全然変わってないですよ、十何年も。

だから、その辺がやっぱり国のほうの一人一人の国会議員はどういうふうに考えているかということも問題なんだろうけれども、その辺を考えて、ただ請願を、継続して出すということは僕は必要だと思うんですよ。そういうふうにしていかないといろいろなことが変わっていかないということはよくわかるんだけど、ただ何かマンネリ化した同じような繰り返しでは、いつになっても改善されていかないような気がするんで、その辺をもっと、この請願を出しながらでも考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよ。だから、どういう方法があるのかというのは、僕も考えていかなきゃならんと思うんですけども、そういう方向も考えて。ただやみくもに請願を出していればというものでもないような気がするんですよ。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） ご意見ありがとうございます。

特に昨年度は、教員の多忙化というものが問題になりまして、ただ私も請願を受けて、そのままこの場に来るのではなくて、やはりそのとき、そのときに合った内容を盛り込んでくださいということはあります。全体的には、私も昨年と変わらないなという部分もあるんですけども、ところどころそういった文言を入れて改善は図っております。大きい請願事項としてはほぼ変わらないところもありますけれども、少しずつそういうふうに、そのとき、そのとき対応しておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 教員の多忙化の問題は、私も一般質問でも四、五回はやっていますので、基本的にはこれでいいんですが、ただ、ちょっと気になるのは、国庫負担が2分の1か

ら3分の1になっていますよね、これをやっぱり復活させるということを書いたほうがいいように思います。これは意見です。

○委員長（滝川美幸君） ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、以上で質問を終了させていただきます。

これより本請願について、順次、各委員の意見を求めます。

金丸副委員長からまずご意見お願いいたします。

○委員（金丸幸司君） 先ほど何人かの委員の方から話伺っていて、毎回出されているということで、趣旨はわかりますけれども、毎回、毎回この請願のあり方でいいのかなということは今後検討していきたいと思います。前回は採択されていますので、請願のあり方については今後検討していくということで、前回と同じ採択で。

○委員長（滝川美幸君） 小浦委員、お願いいたします。

○委員（小浦宗光君） そういう批判等も今聞きまして、次回からはもっと問題を絞って、ことしはこんなふうなことにに関して請願をしたいというようなことで、課題はたくさんあると思いますから、そういう課題を少し絞って、来年からも考えていただきたいと思います。趣旨に対しましては、課題が山積しておりますので、そういうものを改善するというので、採択をしたいと思います。お願いします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、有泉委員お願いいたします。

○委員（有泉庸一郎君） 私も採択で。

○委員長（滝川美幸君） 続いて、松井委員。

○委員（松井 豊君） 採択。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員、お願いいたします。

○委員（赤澤 厚君） さっき言ったとおり、請願、意見書については慎重に出すものだと思います。その辺は十分ね。今回、当然我々議運の中でもこれは認めていますし、今回はいいんですけども、次回からね。意見書というのは甲斐市の議会として出すものですから、慎重に出すべきだと私は思います。今回は一応採択させていただきます。

○委員長（滝川美幸君） 秋山委員、お願いいたします。

○委員（秋山照雄君） 採択。

○委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。

以上で各委員の意見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 48 分

○委員長（滝川美幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより請願第 1－2 号 教職員定数改善、小人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について採決いたします。

お諮りいたします。本請願は採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で請願第 1－2 号の審査を終了いたします。

これで請願審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 55 分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました審議審査は全て終了いたしました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

ここで職員入室のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 56 分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

最後に、その他を行います。

初めに、学校教育課から報告がありますので、説明を求めます。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） お疲れさまです。

学校教育課からインフルエンザの集団発生におけます休業措置についてご報告させていただきます。

慣例によりまして、年度の初めに発生措置した部分につきましては議会で報告をさせていただきますので、きょう報告をさせていただきます。

双葉東小学校の2年3組で30人のクラスなんですが、きょう火曜登校時点で14名が欠席となりました。詳しく調べた結果、うち11名がインフルエンザに感染をしているということで、急遽、教育委員会として学級閉鎖の措置を9月18日水曜日、9月19日木曜日の2日間にわたってさせていただくことになりました。

また、細かい部分につきましては議会事務局を通じまして各議員さんにファクスでお知らせをいたしたいと思います。

以上、学校教育課から休業措置にかかわる報告をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

委員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） 委員の質疑を終わります。

続いて、傍聴議員の質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、質疑を終わります。

以上で学校教育課の報告を終わります。

次に、委員より、その他何かご質問ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

事務局は。

興石係長。

○書記（興石文明君） 会議終了後、先ほどの意見書の提出の議案について署名いただける議員の皆さん、お残りをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） それでは、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前11時58分